

## SAITAMA 旅マエプロモーション事業委託業務仕様書

### 1 委託業務名

SAITAMA 旅マエプロモーション事業委託業務

### 2 委託業務の目的

本業務は、東京から近いという埼玉県のポテンシャルを生かし、都内滞在予定者もしくは都内滞在を検討している訪日外国人観光客を対象に、WEBやSNSなどを活用したプロモーションを通じて埼玉県の観光資源の魅力を伝え、埼玉県の知名度を上げて、誘客を図ることを目的とする。

### 3 実施主体

一般社団法人埼玉県物産観光協会

### 4 委託期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

### 5 委託内容

#### (1) 対象市場

・台湾、タイを含む3市場

※埼玉県にとってプライオリティが高いと判断される国を加え3市場とすること。

#### (2) インフルエンサーを活用したプロモーション

・対象国で訴求力があり、埼玉県へ誘客に繋げられるインフルエンサーを活用し、効果的なプロモーションを展開すること。

・インフルエンサーは各対象国の担当者を最低1名は任命すること。

・インフルエンサーの選定に当たっては、効果的なマーケティングの設定した上で適した者を選定すること。

・インフルエンサーが現地、日本在住どちらでも構わないが、現地の旅行者の傾向やリアルな嗜好を理解していること。また、埼玉への訪問経験があることが望ましい。

- ・在外のインフルエンサーを起用した場合。埼玉現地への訪問は義務付けないが、読者に真に訴求する投稿を行うことが条件となる。
- ・企画提案にあたっては、各インフルエンサーの国籍と言語、得意分野を明示すること。
- ・プロモーションは、対象国の市場ニーズ等を踏まえた形で行うこととし、委託期間内で継続的な情報発信等を行うこと。提案時に情報発信の回数を提案すること。
- ・その他、インフルエンサーを活用して、委託者が運営している以下の多言語版 SNS のリーチ数、いいね！数、フォロワー数を増加させる取組を行うこと。

「Saitama JAPAN Just North of Tokyo」英語圏 Facebook  
<https://www.facebook.com/saitamajapan.en>

「日本埼玉縣東京北邊」台湾 Facebook  
<https://www.facebook.com/saitamajapan.zhtw>

「日本埼玉縣東京北邊 hk」香港 Facebook  
<https://www.facebook.com/saitamajapan.zhbk>

「Saitama JAPAN Just North of Tokyo - th」タイ Facebook  
<https://www.facebook.com/saitamajapan.th>

「Saitama Prefecture Tourism Bureau」英語 Instagram  
<https://www.instagram.com/saitama.japan.official/>

- ・デジタルマーケティングを活用した動画制作やWEB・SNS等を組み合わせた効果的なプロモーションを提案すること。SNSはFacebook、Instagramに限らず、各国に普及しているSNS媒体の利用提案も歓迎。
- ・インフルエンサーによる制作物(テキスト、画像、動画、イラスト等)の著作権は協会に帰属するものとする。

### (3) 現地旅行会社等に向けたPR活動

- ・旅行商品の造成・販売の促進を図るため、セールス拠点がある現地旅行会社 (FIT 向け旅行会社や海外 OTA サイト運営会社等) に対し東京から近いという埼玉県のパテンシャルを生かしたPR活動を行うこと。

- ・現地観光系メディアに対し、プレスリリースなど、埼玉県への観光客誘致につながる情報発信を行い、記事掲載に繋げること。
- ・ターゲットにマッチしたオンラインメディアの露出に繋がるようなアプローチを行うこと。
- ・その他、現地の領事館や JNTO の海外事務所にも積極的に情報発信を行うこと。
- ・提案書には対象国毎の具体的な実施概要(内容、実施回数の見込み)を明示すること。

#### (4) 現地における情報収集

対象国の情報（現地のトレンド、埼玉県についての認知度、埼玉を訪問する際のニーズ、有効な情報発信ツール等）を常時把握できる体制を構築し、委託者の要望に応じて随時、情報提供すること。

#### (5) その他、委託者との連携

委託者が実施する事業と連携するなど本事業の事業効果を高める策を検討すること。その際、委託者が実施する事業に対して追加で費用負担をすることは妨げない。

出展予定の展示会

- ・ VISIT JAPAN トラベル&MICE マート 2023
- ・ 台北国際旅行博（ITF）2023
- ・ JAPAN EXPO THAILAND 2024

現在管理運営しているWEBサイト

- ・ ちょこたび埼玉

<https://chocotabi-saitama.jp/>

- ・ 埼玉観光サポートデスク

英語：<https://saitama-supportdesk.com>

繁体字：<https://saitama-supportdesk.com/zh-hant>

簡体字：<https://saitama-supportdesk.com/zh-hans>

日本語：<https://saitama-supportdesk.com/ja>

#### (6) 活動報告

委託者に対して定期的に実施状況の報告書を作成し提出するとともに、報告会を実施すること。

なお、報告に際しては、下記の事項に留意すること。

##### ア 報告書等の作成及び提出

- (ア) (1)～(5)の業務ごとの実施状況を分かりやすく報告書にまとめ、委託者に提出すること。（2か月に1回）

(イ)企画提案競技後に委託者と協議を行い作成する実績管理表に各業務の数値をまとめ、データに基づく分析と共に委託者に提出すること。(毎月)

#### イ 報告会

(ア)上記(6)アの報告書等をもとに、委託者と受託者との報告会(2か月に1回程度)を実施すること。

(イ)WEB会議を実施する場合は、会議環境は受託者が提供すること。

(ウ)報告会が実施できない場合は、委託者と別途協議するものとする。

(エ)本事業の総括として、県内インバウンド関連事業者に向けたセミナーを開催すること。

#### (7) 事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、一年間の活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、委託者に提出すること。成果物は印刷したもの(カラー1部)及びPDFで提出すること。

#### (8) 運営体制

- ・本事業を実施するにあたり、委託者と綿密な連絡調整を行える組織体制を構築すること。
- ・緊急時に迅速な対応ができるよう、プロジェクト管理ツール等を導入し、常時連絡ができる体制を整えておくこと。

#### (9) その他

- ・契約締結後10日以内に全体スケジュール及び組織体制を提出すること。
- ・全体スケジュールは、委託者と常に進捗状況を確認するとともに、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- ・委託者と受託者が協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、委託者へ提出すること。

### 6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

#### (1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取り扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協会の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取り扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、委託者が指定した者に成果物を無償で使用させることについて、了承するものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、本委託業務終了後も委託者が使用（原則として、二次利用を含む。）できるよう、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取り扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞な

く委託者と協議して定めるものとする。

## 7 その他

受託者は、やむを得ない事情により委託者が委託の内容等を変更する場合は、委託者の指示に従うこと。